

【 建設交通部 】

| 件 名                         | 道路及び河川の管理について  |
|-----------------------------|--|
| <p>申立概要<br/>【受理3.10.22】</p> | <p>① 南丹市内の府道 54 号において、長年、片側通行のまま未改修で放置されている箇所があるのは行政の怠慢である。</p> <p>② また、同府道において、道路管理者が、車道外の余地にバリケードを設置して利用できない措置をとっているが、停車地、休息地等として、府民のために活用するべきではないか。</p> <p>③ 南丹市内の一級河川に、悪臭を放つものが不法投棄されていた。河川管理者に早急な撤去と警察への被害届の提出を申し入れたが、河川管理者は被害者だというような対応であった。府民の安全、安心のため、スピード感を持って、少しでも不法投棄をなくす業務執行に努めてもらいたい。</p>   |
| <p>確認事項<br/>【通知3.12.21】</p> | <p>① 当該地付近の道路改修事業は、昭和 50 年から昭和 54 年にかけて改良工事を実施しているが、当該地は用地交渉に時間を要し、未改修となっていた。令和 3 年 1 月に交渉に進展があったため、改修事業に係る予算を確保し事業推進に努める。</p> <p>② 府道の車道外余地等への不法投棄が頻繁にあり、その都度、道路管理者である京都府南丹土木事務所（以下「土木事務所」という。）が投棄物の回収や処分を行っているが、不法投棄対策に係る要望や苦情が多くあり、単管バリケード等を設置し、利用できないようにしている。</p> <p>③ 当該河川敷への不法投棄について、令和 3 年 9 月 6 日に住民の方から、異臭がする旨の通報があったため、河川管理者である土木事務所が依頼した、京都府南丹保健所（以下「保健所」という。）の調査で、当該河川敷に塩素系臭気を発する廃物状の物質が投棄されていることを現地確認した。</p> <p>発見時点では犯罪性の有無が確認できず、当該投棄物の性状も不明で産業廃棄物である疑いがあり、現場から移動させることで被害が拡大する可能性もあったため、土木事務所は、南丹警察署（以下「警察」という。）及び保健所と協議の上、現地で保管、保安措置を講じた。</p> <p>その後、当該投棄物に有害性がないことが確認されたが、行為者が不明で、処分方法も未確定であるため、土木事務所は警察及び保健所と協議の上、現場での保管期間を経て土木事務所内倉庫で一時保管することとした。</p> <p>なお、土木事務所は、発生直後から警察に連絡及び相談を行い、被害を申告しており、被害届の提出と同様の効果が生じている。今後、犯罪性が高いと判断される事態となれば、警察から被害届の提出を求められることになる。</p> |